

第5章 外国法事務弁護士等の実勢

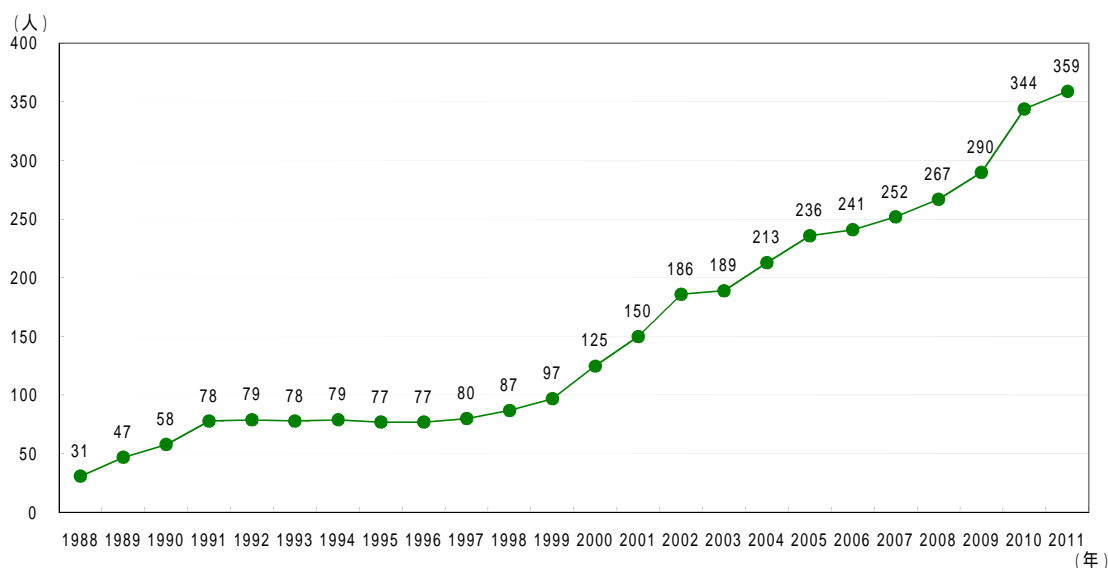
外国法事務弁護士制度は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）（以下「外弁法」という。）によって導入されたものである。外国法事務弁護士とは、外国において法律事務を行うことを職務とし、日本の弁護士に相当する資格（外国弁護士となる資格）を有する者で、法務大臣の承認を受けた後、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録された者をいう。

改正前の外弁法（以下「旧外弁法」という。）は、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することを禁止する（旧外弁法第49条第1項）とともに、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人との共同事業及び収益分配を原則として禁止し（旧外弁法第49条第2項）、例外として、一定の要件のもとに特定共同事業（外国法事務弁護士が、5年以上の職務経験のある特定の我が国の弁護士を相手方とする場合に限り、組合契約その他の契約により、一定の範囲の法律事務を行うことを目的とする共同の事業）が許されていた（旧外弁法第49条の2）。

しかし、我が国の経済社会が急速にグローバル化する中で、日本法及び外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対するニーズの増大に対応するため、弁護士と外国法事務弁護士とのより緊密な提携・協働関係を構築することの必要性が高まり、外弁法を一部改正し（2005年4月1日施行）、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止及び共同事業及び収益分配の禁止等の事前規制は撤廃することとし、その代わりに、弁護士を雇用しようとする外国法事務弁護士、又は共同事業を営もうとする外国法事務弁護士に対し、日弁連に対する届出義務を課し（改正外弁法第49条の3）、さらに雇用形態又は共同事業等を利用した外国法事務弁護士の権限逸脱行為を抑止する措置として、外国法事務弁護士及び被雇用弁護士に対して行為規制を課すこととした（改正外弁法第49条・第49条の3）。

1 外国法事務弁護士登録数の推移 - 1988～2011年 -

以下のグラフは、外国法事務弁護士の登録数の推移を見たものである。1987年に外国法事務弁護士の制度が発足してから1991年までは増加傾向にあったが、その後横ばいとなり、1998年以降は飛躍的にその数が増加している。2011年4月時点において、登録数は359人である。



【注】1. 各年4月1日現在。

2. 外弁法の施行日が1987年4月1日であり、1987年4月1日時点での登録者はいない。